

2015年2月定例県議会 一般質問

2015年3月3日

氏平みほ子

日本共産党の氏平みほ子です。

ISを名乗る過激武装組織によって、2人の日本人の命が奪われると言う事態が起きました。残虐で卑劣な行為を断固糾弾するとともに、ご家族に心からの哀悼の意を表します。

今求められていることは、国際社会が結束して、ISに対処し、国連安保理決議が求めているように外国人戦闘員の参加を阻止し、資金源を断つなど、孤立させ、追い詰め、武装解除と解体に追い込んでいくことです。

また、安倍首相は、今回の事件に関わって、米軍などによるISへの空爆などへ自衛隊の支援を「憲法上は可能」と述べ、「法人救出」を名目に自衛隊の海外派兵の検討を表明しています。テロ集団による蛮行を機に「海外で戦争する国」づくりを推進するという動きは、断じて認められません。日本は憲法9条を持つ国として世界平和に貢献することを呼び掛けます。

それでは通告に従って質問させていただきます。

1 憲法守れ！・核兵器廃絶を

今年は戦後70年の節目であります。この70年間、日本では、1人の自衛隊も戦死したり、また海外で兵士を殺したりすることもなく平和主義を貫くことができ、世界からの信頼を勝ち取ることができたのは憲法9条があったからではないでしょうか。しかし、安倍首相は来年の参議院選挙後、憲法改定のための国会発議や国民投票をとの意向を示したことに国内外から強い懸念や不安の声が広がっています。まず知事に憲法、とりわけ憲法9条に対する御認識を伺います。

また今年是被ばく70年でもあります。今世界は核兵器廃絶に向けて大きく動いています。4月末にはニューヨークで国連の核不拡散条約(NPT)再検討会議が開かれます。この会議を核兵器廃絶実現の大きな第一歩にしようと世界中から核兵器廃絶を求め人々が集まります。唯一の被爆国である日本からも1000人余の要請団が行きますが、私もその一員として参加する予定です。岡山県では被爆者団体と原水協が取り組んでいる「核兵器全面禁止のアピール」署名が県内すべての自治体の首長、議長から賛同を得ていますが、知事には署名をしていただけないとお聞きし、とても残念に思います。資料として署名用紙を提出しています。このアピール署名は国連の潘基文事務総長を始め、世界の著名な反核平和活動家たちの賛同を得て、大きな取り組みへと広がっているのです。

まず知事に核兵器廃絶に対する御認識を伺います。核兵器廃絶の声は世界でも日本でも当然の運動となっています。知事こそ、被爆70年の節目として県民に見えるメッセ

ージを出すべきではありませんか。たとえば県庁の屋上から核兵器廃絶の懸垂幕を出していただくとか、被ばく70年のイベントとして被爆者団体と共同して庁内ロビーでの原爆写真展を開催していただけないでしょうか。お尋ねします。

2 次に国保の広域化と後期高齢者医療保険料について

今年の通常国会で、市町村国保を「都道府県単位化による広域化」とする法案が準備されています。

ご存じのように、国保は最後のセーフティーネットと言われながらも、国庫負担が大幅に削減され、格差社会が広がり、加入者の貧困化が進み、住民の負担能力をはるかに超える国保料となるケースも多々生まれています。

加入世帯の17%（360万人）が滞納となり、医療を受けられない深刻な事例が相次いで報告されています。この間、知事は「制度の広域化に当たっては、財政基盤の確立など構造上の問題の抜本的な解決が不可欠」だのご答弁されてきましたが、今回の法案でこの問題は解決できるとお考えなのでしょうか。お尋ねします。

私は国保は国の手厚い援助があってはじめて成り立つ医療保険だと思います。

しかし国は国庫支出金を削減してきました。1980年57,8%だったものが、現在22,8%まで減っています。だからこそ住民の負担は限界となり、市町村の判断で、基金の取り崩しや一般財源からの繰り入れを行い負担軽減を図ってきたのです。

国保の県単位化とは、保険者組織が寄せ集められ、市町村に県が必要な金額（分賦金）を割り当てて徴収する。保険料の率、額は市町村が決め、住民への徴収も市町村の責任でおこなうとされています。県に納付する分賦金が不足すれば一般会計から繰り入れするものの、従来の住民の負担軽減のための繰り入れではありません。分賦金の額は医療費水準や、所得水準を考慮して計算されるようですが、結局、県単位化とは、住民負担が増え、滞納整理が強化され、医療給付費が抑制され、県が市町村の監視役を一層強化することではありませんか。

国保の構造的矛盾もさることながら、広域化は県民にとって、大変な負担を強いることになるのではないのですか。知事のご認識をお聞かせください。

次に後期高齢者医療保険料についてお尋ねします。75歳になれば国保から追い出され、後期高齢者医療保険に強制加入させられます。安倍政権は2017年4月からこの後期高齢者医療保険料の「軽減特例」を廃止しようとしています。この軽減特例は、後期高齢者医療制度の導入に反対する世論に押されてつくられた保険料の引き下げ措置です。最大9割軽減されています。これが廃止されればどうなるのか、2倍から10倍の負担増になると言われています。たとえば、被扶養者の軽減特例を受けていた人は4600円から23200円になると広域連合が明らかにしています。

国は軽減制度の発足にあたって「恒久的な措置」として国民に約束しているのです。約束は守れと国に要求すべきではありませんか。知事にお尋ねします。

3 次に、介護労働者の処遇改善についておたずねします。

私も介護保険制度が始まった2000年から10年間、介護現場の最前線でケアマネージャーとして働いてきました。短期間に制度が変更され、介護現場は常に制度変更の狭間で翻弄され続けてきました。多くの若者が雇用を求めて介護現場に入ってきますが、男性の寿退職に象徴されるように、やりがいはあっても労働の密度や責任の重さに比べて賃金があまりに安く定着しません。

このたび、介護保険制度の改悪に続いて、さらに追い打ちをかけるように来年度から介護報酬の引き下げが行われようとしています。介護現場から不安と怒りの声が上がっています。

介護報酬が2, 27%も引き下げられた中で、介護職員には月収1, 2万円の改善加算が付くと言われていています。が、介護現場で働く人たちの4割はこの加算の対象外であり、事業所に入る介護報酬が引き下げられれば、賞与が下げられたり、人材不足で労働強化となるなど介護職員の処遇改善がすすむとは到底思えません。資料にあるように小規模通所介護は10%減となり撤退する動きさえ出ています。予防通所介護はなんと20%減です。

国は持続可能な制度にするためと常に説明しますが、介護人材不足は一層深刻になり、介護サービスの基盤さえ持続できなくなるのではないのでしょうか。介護報酬引き下げを止め、介護労働者の抜本的な処遇改善を行うよう国に求めるべきではありませんか。知事のご所見をお聞かせください。

次に介護人材の確保について保健福祉部長にお尋ねします。

先の委員会資料でも県内の介護職員は暫定値ではありますが、2017年には3800人余、2025年には6000人以上が不足すると推計されています。県として対策を講じるべきだと思います。

県として介護人材確保をどのように講じようとお考えでしょうか。お尋ねします。

4 次に雇用破壊の政策についておたずねします。

昨年わが党が行った住民アンケートでも、「息子は毎日夜10時頃まで働いているが、残業代はもらえないと言っている。文句をいうとやめされられたら困る。というが体が心配」との母親からのアンケートが寄せられていました。

安倍政権は、今季通常国会に労働時間制度を根本から変え、過労死を促進する「残業代ゼロ」制度の導入などを盛り込んだ労働基準法改悪案を提出する構えです。

最大の問題点は「高度プロフェッショナル制度」の名で「残業代ゼロ」制度の導入を提起していることです。対象は年収1075万円以上としています。省令で定めるためいつでも変更ができるのです。経団連はこれまで年収400万以上とするよう求めているわけで、そうなれば県庁職員の大多数が対象となります。

また、制度導入の理由は「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者の

ニーズに応える」とされていますが、すでに成果・評価主義賃金と言った「成果で評価される働き方」は導入されており、労働基準法を変えなければならない理由はまったくありません。厚労省も経団連もこのことは審議会で認めています。

結局労働時間規制を外すのは、労働者を際限なく働かせるのがねらいではありませんか。知事、過労死を助長させる労働基準法の改悪に反対すべきではありませんか。お尋ねします。

次にブラック企業、ブラックバイトの根絶についてお尋ねします。私は2013年9月議会でこの問題を取り上げ質問いたしました。

わが党がブラック企業規制法案を提出したことで厚労省も動き、5000社を超える企業に調査が入り、離職率を公表させるなど国において改善が大きく進んでいます。しかし、依然としてブラックな働き方をさせる企業も多く、また高校生、大学生にもブラックバイトが広がっています。

前回の質問でも取り上げましたが、高校教育の中で、労働法制について、身を守るためにもきちんと教えていくべきではないでしょうか。そのためには働く若者サポートガイドは全高校生に配布すべきではないでしょうか。教育長にお考えをお聞きします。

5 最後に農業を支える政策についておたずねします。

この間、農家を訪問すると、「年金をつぎ込んでまで米を作ってどうすりゃ。なにをしようかわからん。それでも先祖からの田畑をわしの代でつぶすわけにはいかんしなー」と農家の苦悩がひしひしと伝わってきます。

米価は暴落し、家族農業は瀕死の状態にもかかわらず、余剰米の隔離もせず、補助金の削減もやめない。欧米では当たり前の価格保障をなぜしないのか。結局、安倍政権が目指す農業の将来像とは、規制を外し、株式会社が自由に農地を取得できるようにする、参入した企業が儲かるような地域で農業をやってもらい、そうでない多くの所では、もう農業はいらないということです。

「10年で農業所得倍増」と言う意味も99%の農家がつぶれても、あとの1%の巨大企業が儲かって所得が倍になれば達成というわけです。今まさに農業が巨大企業の食い物にされようとしているのです。これでは日本の農業はつぶれてしまいます。

日本の農業を守るために欧米では当たり前の価格保障、所得補償で農家を支えていく政策に改めるよう国に求めるべきではありませんか。知事にお尋ねします。

また安倍政権は農業を守る政策には全く手を入れず、農家の所得を奪っておきながら、「農協改革」と称して、農協に責任を取らせようと農協解体を進めようとしています。全国JA組合長の95%がこの改革に異を唱えています。

結局この改革は、TPPにJA全中が反対していて目障りだから潰してしまおうということではないでしょうか。そしてアメリカが金融部門を農協から切り離せと言っているからと単位農協も弱めていくものであり、余りにも強権的です

地域では銀行、ガソリンスタンド、スーパーも農協関係しかない所が多く農協が地域を支えているのです。地方創生と口では言いながら、一方で農協解体で地域社会をつぶそうとしているわけです。

安倍内閣が進める農協改革はやめるよう国に求めるべきではありませんか。

わが党は、農家の立場に立った農協改革は必要だと考えています。が共同組織ですから自主的な改革をしていくべきだし、農協はその力を持っていると思います。農協改革は上から押し付ける改革ではなく自らで改革していくことが本筋だと思いますが、この件につきましても知事のご所見を伺います。

以上で質問を終わります。

(知事答弁)

共産党の氏平議員の質問にお答えいたします。

まず、憲法第9条に対する認識についてのご質問であります。日本国憲法は、第2次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争に対する深い反省と不戦の決意のもとに制定されたものであり、第9条は憲法前文で表明している平和主義の原理を具体的に規定したものであると認識しております。

次に、核兵器廃絶についてのご質問であります。

認識についてであります。核兵器廃絶は、全人類の目指す目標のひとつであり、世界唯一の被爆国である我が国は、世界に向けて訴えていく必要があると考えております。

多くの人々が、この目標に向けて活動を行っていることは、意義深いことであり、このような活動が、核兵器の廃絶や、恒久平和につながることを切に願っております。

次に、県民に見えるメッセージについてであります。核兵器廃絶への取組については、外交政策と密接に関連しており、国が中心となって対処すべき事項であるため、現時点では、県独自でお話のような取り組みを行うことまでは考えていないところであります。

次に、国民健康保険等についてのご質問であります。

広域化のうち構造的な問題についてであります。国と地方三団体の協議において、国が平成29年度以降、毎年約3,400億円の財政支援を実施することが合意されたところですが、今後も医療費の伸びが見込まれることから、国による確実な財政支援の実施などについて、全国知事会を通じ、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、認識についてであります。国保の広域化については、県民に負担を強いることを目的とするものではなく、持続可能な制度を構築するために必要な措置を講じるものであると認識しております。将来にわたり県民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度が堅持されるよう、引き続き、国と協議してまいりたいと存じます。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。保険料軽減特例については、実施から7年が経過する中で、制度の加入前に被用者保険の被扶養者であった方が、所得水準にかかわらず対象となることなどが不公平であるとの指摘があることから、低所得者に配慮

しつと見直すこととされているものであり、現時点では、国に対し要求することは考えていないところであります。

次に、介護保険についてのご質問であります。

介護労働者の処遇改善についてであります。今回の介護報酬改定は、介護保険制度の持続可能性に配慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築に向け、中重度の要介護者への対応を強化するとともに、介護職員の処遇改善などを図るものであると認識しております。

今後とも、ニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、介護報酬の適切な設定や、介護職員の一層の処遇改善策を講じることを国に提案してまいりたいと考えております。

(保健福祉部長答弁)

日本共産党の氏平議員の介護保険についてのご質問にお答えいたします。

介護人材の確保についてであります。介護職員の需給ギャップを埋め、介護サービスを適切に提供するためには、国における処遇改善などとともに、地域の実情に即した取組が重要と考えております。

このため、岡山県地域医療介護総合確保基金等を活用し、多様な人材の参入促進や資質向上などの取組を、関係団体とも緊密な連携を図りながら進めてまいりたいと存じます。

(知事答弁)

次に、労働法制等についてのご質問であります。

労働基準法についてであります。雇用制度の見直しについては、お話の高度プロフェッショナル制度を含め、我が国の経済・雇用政策の基本的な方向性に関わるものであり、国政の場で様々な観点から十分に議論されるべきものと考えており、国の議論の動向を注視してまいりたいと存じます。

(教育長答弁)

高校での教育についてであります。公民科の授業で勤労の権利や義務、労働基本権の保障等、基礎的な理解を図っておりますが、トラブル等に適切に対応できる実践的な態度の育成が大切であり、お話のサポートガイドは有効な教材の一つであります。

そのため、今年度、その簡易版を全ての公私立高校に配付し、全生徒の活用を働きかけておりますが、今後、更に指導内容や方法等について研究してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(知事答弁)

最後に、農業政策についてのご質問であります。

価格保障等についてであります。まずは農地集積による大規模化やコスト低減、経営の複合化や園芸品目への経営転換等を進め、自立できる経営体の育成を通じて本県農業の

維持・発展に努めてまいりたいと存じます。

なお、価格変動に対応するため、既に農家所得が減少した場合の補てん制度が設けられており、国への申し出は考えていないところであります。

次に、農協改革についてであります。今回の改革は、強い農業を創り、農業者の所得増大を目指すものであると承知しております。

この改革を通じて、農協が自ら農産物販売等を積極的に行うことで、その目的が達成されることを期待されており、農協改革の中止を国に求めることは考えておりません。

また、この改革では、農協が一層自由に経済活動を行うことが前提とされており、農業者の協同組織としての主体性は保たれるものと考えております。

以上でございます。

再質問

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。私は憲法 9 条の認識について知事にお尋ねをする 1 番の意図は、知事は憲法を守る、変えてはならない、こういう姿勢で臨まれるのか、考えていらっしゃるのか、それとも NHK の靱井会長のよう、政府が右を向けと言ったら、左は向けない、国いいなりの姿勢なのか、そこが県民が注目していることなんです。憲法 9 条は国がやること、関係ない、そんなことではありません。日本国民全てに関わってくる重大な問題です。明確にご答弁してください。憲法 9 条は守らなければいけないというお立場なのか、そうではないのか、このことをまず再質問します。

それから、今日も傍聴者に被爆者団体の方がたくさん来られています。もう高齢化をして皆さんには残された時間がありません。命がけで運動されています。知事の核兵器への思いは同じだというふうに私も確認させていただきました。であるなら、なぜこの岡山県下の全ての首長、議長が署名をしている、この署名には署名をしていただかないのか、中身はほんとに核兵器を廃止することをやろうというだけのことです。ある一つの組織にはできないというのであれば、いくらでもたくさんの組織から賛同してくださいというふうな要請があれば全てに要請に応じて、核兵器廃絶というこの 1 点で賛同の署名をされたらいいんじゃないんでしょうか。私はそのことをもう一度お聞きしたいと思います。県として大きな垂れ幕とかアピールはできないということであれば、誰でも賛同してる、どの団体にでもこの問題については知事が公平に署名をされるというスタンスで臨まれたら何ら問題はないんじゃないかというふうに思います。

もう一つ、国保の広域化です。構造上の問題で、3400 億円国が財政支出をしてくれたので、なんとかこれで広域化をするということですが、この 3400 億円というのは、全国の自治体がもう軽減措置をしないとイケないということで、一般財源から法定外を繰り入れを行っている額なんです。これをどこからお金を持ってきて 3400 億を

出すのか、これは県庁の職員の皆さんも入っている共済保険、共済組合そして健保組合、他の保険組合から拠出をさせて、要するに保険料が、他の保険が全部上がってくるわけです。そこから持ってきて3400億のお金を捻出してとりあえず出しましょうということです。しかし考えてみれば全ての保険は半分が事業主、そして半分が被保険者で、折半なんです。国保に関しては3割ぐらいしか国がお金を出していないんですよ。そして国保はほんとに低所得や年金者のわけですからそれでもって7割を払えというのですから、この問題は根本的には解決はしないと私は思います。当座3400億円出しますから、はいはい広域化で問題が解決しますよということには私はならないと思いますので、そのところをご認識をしていただくと同時に1番の問題は、皆さんが心配しているのは国保の広域化で国保料がどうなるのかということなんです。今地方自治体が一生懸命住民の運動に押されながらも、大変だということで一般財源から繰り入れをしているわけですが、今後も広域化になっても市町村独自の繰り入れという裁量権が担保されるものなのでしょうか。そのところを教えてくださいたいと思うんです。それができなければ、ほんとにどこにその思いを県民はぶつけていいかわかりません。このことをしっかりと確認をさせていただきたい。従来通り県国保になっても、結局市町村が料率や額を決めていくわけですから、市町村の判断で一般財源からの繰り入れをして、市民の負担を軽減することができますよ、そうなのか、いやそれはしてはなりませんということなのか、そのところを教えてください。

後期高齢者の問題は国のことだといわれますけども、私たちも後期高齢者保険制度ができた時に、広域連合という、どこに責任があるのかわからない組織を作ってしまったって、県も責任がない、市町村も責任がない、こういう形で出発しているわけです。ですかれ今日の知事のご答弁も国がやるので、じゃあ県民の、10倍になった人はどこにどう訴えてお願いをすればいいのかということになるわけですから、県もしっかり、75才の高齢者どんどん増えてますので、後期高齢者の医療保険制度についてもきっちり責任を持っていただくという態度で臨むべきではないでしょうか。

それから農協改革の問題です。私は農協改革、大変なことに農協がなるなと思ってますけれども、知事のご認識は、大規模化してもうかる農業、もうかる農業と一貫して言われてきましたので、そういう方向、国が進める方向でこれから日本の農業をつぶしていく方向にことが進んでいるんだというそういうご認識は全くないので、私も残念に思いましたけれども。その中で農協さんががんばっている、ここをしっかりと自主的に農協さんががんばれるように応援する、それがやり方としては道理が通ったことで、国が強制的にこんなことやれというふうなことは、私は間違いだと思いますのでこれは意見として言わせていただきます。

以上、質問した件について答弁をお願いいたします。

答弁

(知事答弁)

第9条を含めた憲法改正の動きに対して認識はいかがかという質問に対してお答えをいたします。憲法改正については国会の発議、国民の承認を経なければならないこととなっていることから、国民全体で十分に議論を行うべきものと考えております。

次に核兵器全面禁止アピールに署名しないのはなぜかという質問に対してですが、これまでも個別団体が行う活動には署名しないこととしていることから、署名はお断りいたしました。核兵器が廃絶され平和な世界が実現されることについては私も切に願っております。

国民健康保険の今後市町村の裁量がどの程度認められることになりそうかということにつきましては、部長の方から答弁をさせます。以上でございます。

(保健福祉部長答弁)

お答えいたします。国保の中で今市町村が一般会計の繰り入れを行っているが、今後とも都道府県化したとしてもそれを認めていく方針なのかといった再質問にお答えいたします。

まず国民健康保険法の規定によりまして、県は国民健康保険の事業の運営が健全に行われるように必要な指導をしなければならないという風に定められておりまして、現時点においても県は市町村の一般会計からの決算補填などを目的とした繰り入れについては好ましくないという形で指導させていただいているところです。それが広域化後においてどう変わるかということについてでございますが、それは大きな変化はないというふうに思っております。安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など制度の安定化を図っていく必要がありますので、引き続き市町村に対して指導、助言をしていくということになるかと思っております。以上でございます。

(氏平議員)

ご答弁ありがとうございました。知事におかれましては、憲法9条は守るとはおっしゃらなかった、要するに憲法は変えられてもしかたがない、こういうことだと私は認識させていただきましたけれども、異論があったらご答弁ください。

それから国保の問題ですけれども、要するに国は一般財源からの法定外繰り入れを全てやめよという方向になっているわけで、結局皆さん広域化になれば、私が指摘したように、県が強い権限でもって、こんな繰り入れなどやっとならうと、指導強化していくわけですよ。そしてもっと徴収を上げよ、医療費を抑制しろ、国保が上がるばかりだというふうな感じでのそのお目付役を国は県に移行させて、広域化。なんで広域化なんかといっても保険料は各市町村で違うし、徴収は市町村がするし、今と何が変わるのかといえば、県が全ての権限をしっかりと握って指導を強化していくという、これでは私は県民の保険料が下がるということにはなりませんので、頑張っていきたいと思

います。

以上で再々質問は、終わります。